

# 平成 23 年度愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業 募集要領

## 1 目的

愛媛県では、「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、県内の温暖化対策を推進しているところであるが、二酸化炭素総排出量に対する産業部門・民生業務部門の排出割合は、全国平均（約 55%）を大きく上回る約 69%と（2008 年度時点）なっている。

このため、資金的に温暖化対策に取り組むことが難しい中小企業者等に対し省エネ改修等の費用の一部を補助することにより、省エネ取組活動の一層の促進を図ろうとするものである。

## 2 補助の内容

### （1）補助対象者

愛媛県内に工場又は事業場を有する中小企業者等で 6 ヶ月以上継続して現事業を行っている者であって、県税の滞納がない者

#### 【中小企業者等の定義】

中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、  
商工組合、商工組合連合会

中小企業者

業種	条件
製造業、建設業、運輸業、その他業種	資本金 3 億円以下 又は 従業員数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 又は 従業員数 100 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 又は 従業員数 100 人以下
ゴム製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	資本金 3 億円以下 又は 従業員数 900 人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	資本金 3 億円以下 又は 従業員数 300 人以下
旅館業	資本金 5 千万円以下 又は 従業員数 200 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 又は 従業員数 50 人以下

業種については、日本標準産業分類を参照。

【参考】中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

対象外の事業者 : 上記以外の組合・病院・福祉施設・学校関係・農業関係など。

対象となるかどうかご不明なところがありましたらお問い合わせ下さい。

## (2) 補助対象事業

太陽光発電設備、省エネルギー冷暖房設備、LED 等省エネルギー照明設備、二重サッシ等の遮熱設備、高遮熱性塗料等を2つ以上組み合わせて導入する事業又は地域において一体的に整備する事業及びこれらに付随する事業

### 【補助対象事業の具体例】

補助対象事業（複合的又は一体的であることが前提）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存機器から高効率機器への交換（空調・ボイラー・LED 照明機器など。） ボイラーと LED 照明機器の改修など、2 種類の高効率機器交換でも「複合的」となる。</li><li>・ 自然エネルギーの導入（太陽光発電・風力発電など。）</li><li>・ 窓、壁、天井等の断熱改修（屋上緑化を含む。）</li></ul>
付随する事業（それ自体に省エネ性能はないが事業の一連として認められるもの）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 太陽光発電導入に係る発電量表示板の設置や蓄電池の導入</li><li>・ ボイラーの交換に伴う配管の整備</li><li>・ ビル管理システムやデマンド装置、CO2 監視モニターなどの管理システム</li><li>・ 既存のポンプやコンプレッサなどのインバータ化</li><li>・ 高効率照明機器の導入に係る人感センサーの採用</li></ul>
補助対象外
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境対応車の購入、買換</li><li>・ リースによる設備導入</li><li>・ 生ゴミの堆肥化設備導入</li><li>・ BDF 製造装置導入</li><li>・ 省エネに関する技術開発、製品化支援</li></ul>

「複合的」とは、導入する技術の組み合わせのこと。

「一体的」とは、対策を導入する地域の組み合わせのこと。

例えば、「複数の建物において、照明機器を高効率型照明機器に改修する」など。

照明設備の改修は、器具の交換を伴うこと。

（光源のみの交換、既設器具の改造は対象外。）

### (3) 補助要件

下記の条件を全て満たすこと。

エネルギー管理士の資格を有する者が行う省エネ診断を受診していること  
(設備の改修等がない場合、平成20年度以降の省エネ診断を有効とする。)

の省エネ診断において、導入しようとする設備等が温室効果ガスの削減効果を認められ、補助事業を行う工場又は事業場の温室効果ガス排出量が、現状より削減される見込みがあること

補助事業は、県内で実施し、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに完了する事業計画であること

この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと

補助事業の完了後、別に定める期間、当該補助事業に係る二酸化炭素の排出削減効果の状況を把握し、知事に報告するとともに、設備の適切な維持管理を行うことにより、補助事業による効果を継続させること

当補助事業に対して、国又は地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと(県の環境保全資金融資の併用は可能)

### (4) 補助対象経費

設計費	基本設計、実施設計、工事監理に要する費用
工事費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

新設備導入場所確保のための既設設備の撤去は、付帯工事費として扱う。

### (5) 補助率及び補助金の額

(4)に示す補助対象経費の3分の1以内

補助額は、1事業者当たり100万円以上1,000万円以下  
1,000円未満の端数を生じる場合は切り捨てるものとする。

予算残額によっては、100万円に満たない補助額を交付決定する場合もある。  
同一の事業者に交付する当該補助金は、同一年度内1回を限度とする。

### (6) 事業の実施期間

補助金交付決定日以降から開始し、平成24年2月末までに完了すること。

### (7) 予算

平成23年度予算額：7,600万円

### 3 応募方法

下記により、応募の手続を行うこと。

#### (1) 提出書類

- ・平成 23 年度愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業申込書（別紙様式）
- ・事業実施計画書（愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）様式第 1 号の別紙 1）
- ・収支予算書（交付要綱様式第 1 号の別紙 2）
- ・県税納税証明書
- ・企業の活動内容を記した書類（定款・パンフレット等）
- ・補助対象経費の見積書の写し（3 社以上の見積書）
- ・導入予定設備等の仕様書
- ・導入予定設備等の設置場所の位置図と現況写真
- ・省エネ診断書の写し  
平成 22 年度に四国電力株式会社から買電し消費した電力の排出係数は、0.000407 トン-CO<sub>2</sub>/kWh を使用して、温室効果ガスの排出量を計算してください。  
その他特殊な事情がある場合は、その旨記載し、算定してください。
- ・その他必要とする書類

#### (2) 受付期間

1 次募集：平成 23 年 4 月 14 日（木）から平成 23 年 5 月 31 日（火）まで

2 次募集：平成 23 年 6 月中～下旬開始（予定）

ただし、応募額が予算額に達した場合には、2 次募集は行わないものとする。

- ・受付は、いずれも上に掲げる期間の執務時間中（月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）とする。
- ・なお、郵送の場合は、受付期間最終日の午後 5 時 15 分必着のこと。

#### (3) 提出方法

持参又は郵送により、「6 問い合わせ先及び提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

書類の不備があった場合には、訂正後、再提出していただくこととなりますので、お早目に相談、提出をお願いします。

## 4 審査

応募のあった事業については、提出書類から補助対象経費に対する温室効果ガス削減効果を確認し、その効果の大きいものから採択する。

補助の採否等審査の結果については、各応募者に通知する。

## 5 留意事項等

必要に応じて現地調査等を行うことがある。

補助事業者の名称、補助事業の内容、温室効果ガス削減量を公表する。

交付決定後、補助事業実施にあたっては、その契約の性質上、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、原則として3社以上の競争入札によって、工事等の発注先を決定する必要がある。また、交付決定前に発注先が決定し、又は契約が成立している事業は対象とならない。

補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。

導入する設備については、未使用品とし、中古品は不可とする。

## 6 問い合わせ先及び提出先

当補助事業に係る問い合わせ先及び申込書等の提出先については、次のとおり。

愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課 温暖化対策係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 : 089-912-2349

FAX 番号 : 089-931-0888

電子メールアドレス : kankyou@pref.ehime.jp

## 23年度事業の流れ

省エネ診断

あらかじめ、エネルギー管理士の資格を有する者が行う省エネ診断(以下、「省エネ診断」と言う。)をお受け下さい。  
平成20年度以降に省エネ診断を受けていれば、施設や設備に変更がない場合、その診断結果でも結構です。

補助事業申込

申込書と添付書類を提出して下さい。  
添付書類: 事業計画書、収支予算書、県税納税証明書  
企業活動内容を記した書類(定款・パンフレット等)  
導入予定設備の仕様書、補助対象経費の見積書  
導入予定設備設置場所の位置図・現況写真  
省エネ診断書の写し

内示

申込内容の審査を行います。

補助金交付申請

交付申請書等を提出して下さい。

申請内容の審査を行います。

交付決定通知

補助事業着手

補助事業着手(見積依頼・競争入札等)は、交付決定通知を受けてから行ってください。

事業完了・実績報告

実績報告書等を、事業完了日から10日以内又は事業を平成24年2月29日のいずれか早い日までに提出して下さい。

審査・現地調査

報告内容を審査します。その後、現地確認調査を行います。

補助金額確定通知

補助金支払請求

支払請求書を、速やかに提出して下さい。

補助金交付

支払請求日から30日以内に補助金が交付されます。

経過報告

事業完了後から、1年間のエネルギー使用状況等を報告して下さい。

様式

平成 23 年度愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業申込書

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

標記事業を下記のとおり実施したいので、申込書を提出します。

記

- 1 補助金所要見込額 金 円
- 2 事業実施計画書 別添のとおり
- 3 収支予算書 別添のとおり

担当者 連絡先	(〒 - )  TEL FAX E-mail
	( 役職及び氏名 )

平成 23 年度愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業募集要領に示す提出書類を添付すること。